

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

遊戯施設の運行管理の実施状況に関する調査について

遊戯施設の運行管理については、「遊戯施設の安全な運行管理の徹底について」（平成23年1月31日付国住指4939号。以下「通知」という。）により、遊戯施設の安全な運行管理を確保するよう周知いただいたところです。

本通知に関連し、遊戯施設の運行管理の実施状況に関する調査を下記の通り実施していただくようお願いします。

なお、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知するようお願いします。

記

1. 調査対象

建築基準法施行令第138条第2項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を設置する遊園地等とします。

様式1は遊園地等の施設単位、様式2は個々の遊戯施設の内容が記載対象となります。

2. 調査方法

様式1及び様式2の内容を貴管内の調査対象となる施設に報告するよう求めて下さい。

なお、施設からの報告は、施設からの正式な報告（施設の印を添えたもの）として受理して下さい。

3. 提出方法

報告に当たっては原則として電子媒体によるものとし、各都道府県におかれましては特定行政庁より送付されたデータを

（1）様式1については、平成23年2月9日（水）まで、

（2）様式2については各都道府県で一覧表にとりまとめた上で、平成23年2月23日（水）までに

下記提出先までご提出下さい。

提出先：国土交通省住宅局建築指導課事故対策係	井村 imura-k2qq@mlit.go.jp
	窪田 kubota-e2he@mlit.go.jp
問合せ先：国土交通省住宅局建築指導課事故対策係	井村、窪田
03-5253-8111（内線39-574、39-568）、03-5253-8513（夜間直通）	